（証券コード　6531）

日本を、資源大国にしよう。

REFINVERSE

第14回定時株主総会
招集ご通知

■ 日　時

平成29年９月26日（火曜日）
午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

■ 場　所

東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所
２階　東証ホール
（会場が昨年と異なりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違いのないようご注意ください。）

■ 決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

リファインバース株式会社

株 主 各 位

証券コード　6531
平成29年９月８日
東京都中央区日本橋人形町三丁目10番１号
リファインバース株式会社
代表取締役社長　越 智　　晶

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時　平成29年９月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール
（注）１．当日は西口よりご入場をお願い申しあげます。
２．ご入場に際して、本株主総会招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申しあげます。
３．西口では、警備員による金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申しあげます。
４．末尾の株主総会会場ご案内図もご参照ください。

3 目的事項
報告事項
１．第14期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.r-inverse.com/）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が続いておりますが、一方、海外経済においては、米国の政策動向やその影響等不確実性もあり、先行き注視すべき状態が続いております。

このような状況を反映して、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、再生樹脂製造販売事業においては、バージン樹脂製品価格との相対的割安感から、引き続き原料製品に対する引き合いは強く、順調に受注を獲得し、産業廃棄物処理事業においても、新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の受注増加などを通じ、年度当初から順調に推移いたしました。

また、当連結会計年度においては、今後の成長の核となる再生樹脂製造販売事業の事業領域の拡大に向けて、積極的な研究開発投資を行うことにより新たな事業分野で新規事業を開始するなど、持続的な成長のための事業基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,294,698千円（前期比8.2％増）、営業利益280,308千円（前期比5.0％増）、経常利益264,193千円（前期比6.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益315,854千円（前期比91.7％増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、記載のセグメント別の金額はセグメント間取引の相殺前の数値です。

また、当連結会計年度より、従来「再生樹脂製造販売事業」に区分しておりました当社に係る全社費用につきまして、各セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、これを配分しない方法に変更しております。これに伴い、前連結会計年度のセグメント別の業績につきましても、変更後の方法に基づき作成したものを開示しております。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業につきましては、建築着工量は弱含みの状況が続く中、ホテル・オフィス関連を中心としたリニューアル需要は底堅く、使用済みカーペットタイルの調達量も順調に推移しました。

また、底堅いリニューアル需要を受け、原状回復時のカーペットタイルの張り替え件数が増えていることに加え、インテリア業界においては環境対応製品の市場がさらに拡大しており、その基礎原料としての

当社グループの製品に対する需要は順調に増加しております。併せて設備稼働率の向上による原価低減効果も出現しておりますが、一方で積極的な新規事業開発により研究開発費等の先行投資的費用が増加したため、売上高は856,714千円（前期比10.6％増）、セグメント売上総利益は334,602千円（前期比21.7％増）、セグメント利益は145,073千円（前期比20.2％増）となりました。

（産業廃棄物処理事業）

カーペットタイルリサイクルに関連したオフィス系改修工事に伴う内装系廃棄物処理は堅調に推移しております。また、インバウンド需要に関連した商業施設やホテル等の大型改修工事等の受注も増加していることに加えて、市場が拡大しているマンション等のリフォーム・リノベーション案件において解体工事から収集運搬・中間処理までの一括受注体制の強化が業績に寄与しております。

その結果、売上高は1,479,848千円（前期比7.6％増）、セグメント売上総利益は402,700千円（前期比4.2％増）、セグメント利益は278,477千円（前期比3.8％増）となりました。

事業別売上高

区　　分	第13期 (平成28年６月期) (前連結会計年度)		第14期 (平成29年６月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金　　額	構 成 比	金　　額	構 成 比	金　　額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
再生樹脂製造販売事業	774,707	36.0	856,714	36.7	82,007	10.6
産業廃棄物処理事業	1,375,415	64.0	1,479,848	63.3	104,432	7.6
合　　計	2,150,122	100.0	2,336,563	100.0	186,440	8.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,081,254千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業において1,018,698千円の設備投資を実施しました。

主としてリファインバース イノベーションセンターの新設に関わるものであり、工場建物434,249千円、再生塩ビ製造設備421,622千円などを取得しております。

一方、インバースプロダクツ株式会社が株式会社ジーエムエスに吸収合併されたことに伴い、経営資源の最適化・効率化を目的として、千葉工場の機械装置等一部の資産を除却しております。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業において62,256千円の設備投資を実施しました。

主として廃棄物処理に関わる油圧ショベル等の機械装置14,981千円、収集運搬に関わるコンテナボックス等の工具器具備品11,613千円、車両8,424千円などを取得しております。

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、リファインバース イノベーションセンターへの設備投資資金として、金融機関より短期借入金647,000千円の調達を行いました。

平成28年７月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資を行い平成28年７月27日に払込が完了しております。これにより90,000株の株式発行を行い、140,760千円の調達を行いました。

株式上場に関連してオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行い平成28年８月30日に払込が完了しております。これにより24,700株の株式発行を行い、38,630千円の調達を行いました。

⑵　財産及び損益の状況

区分＼期別	第11期 (平成26年６月期)	第12期 (平成27年６月期)	第13期 (平成28年６月期)	第14期 (当連結会計年度) (平成29年６月期)
売上高（千円）	1,702,227	1,809,389	2,120,959	2,294,698
経常利益（千円）	102,666	149,030	247,047	264,193
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	68,803	70,111	164,777	315,854
１株当たり当期純利益（円）	26.70	27.21	63.95	107.56
総資産（千円）	1,340,321	1,403,251	1,492,569	2,736,180
純資産（千円）	54,099	124,211	288,988	814,861
１株当たり純資産額（円）	△1,341.86	△1,254.85	112.16	272.25

（注）１．１株当たり当期純利益の算定に当たり、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号）を適用しております。

２．当社は、平成28年５月11日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。また、平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ジーエムエス	71,000	100	産業廃棄物処理事業
リファインマテリアル株式会社	50,000	100	再生樹脂製造販売事業

(注) 1．リファインマテリアル株式会社については、当連結会計年度において設立いたしました。
2．インバースプロダクツ株式会社については、平成29年６月30日付で株式会社ジーエムエスと合併しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境としては、雇用・所得環境の改善や輸出の持ち直しなど景気は回復基調にありますが、引き続き米国の政策動向やその影響等不確実性があり、注視すべき状況が続くものと考えられます。一方で、当社グループの事業領域に関わる市場につきましては、今後2020年の東京オリンピック開催に向け、大型オフィスビルの竣工により供給量が増加することで、不動産・建築市場への需要拡大が見込まれ、産業廃棄物の市場規模や企業のオフィス需要は今後も順調に推移するものと考えております。

このような状況下において、今後激化が予想される競争に勝ち残っていくために、当社グループとしては以下の内容を対処すべき課題として認識しております。

(a) 使用済みカーペットタイルの安定的確保について

再生樹脂製造販売事業において、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みカーペットタイルの調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、使用済みカーペットタイルの安定的な調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに、関東地域のみで行っていた調達について将来的には、回収拠点を全国に拡大することを検討しております。

(b) 販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各カーペットタイルメーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループとしては、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、生産能力を増強し、販売数量の拡大を図ってまいります。

⑹　販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

⑹　コスト競争力の強化について

今後競争の激化も予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

①　回収した使用済みカーペットタイルのうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。

②　生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。

③　産業廃棄物処理事業と協業して使用済みカーペットタイルの撤去から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、使用済みカーペットタイルの選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。

⑹　新規事業領域への進出について

当社では廃棄物の再資源化のための基礎技術として機械的処理（切削・粉砕等）による分離技術をベースにカーペットタイルのリサイクル事業を拡大してきましたが、新たに開発した化学的処理による高純度分離技術や低コストな混合圧縮成形技術により新規事業領域への進出による成長を見込んでおります。

新たに開発した化学的処理による高純度分離技術ではカーペットタイルの繊維部分を再生ナイロン樹脂として再資源化することを実現するものであり、また自動車エアバッグの基布から再生ナイロン樹脂を再資源化することを実現する画期的な技術となります。

また混合圧縮成形技術では微粉体形状の原料を低コストで圧縮成形することにより鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。

これらの新技術によりカーペットタイルリサイクル事業に加えて自動車エアバッグリサイクル事業、製鋼副資材製造事業に新規参入することとなり、当社の事業領域が建設業界に加えて、自動車業界、鉄鋼業界へと拡大し持続的な成長に向けた事業基盤の強化が実現されました。

これらの新たな技術開発は事業領域の拡大だけでなく既存事業の原価低減にも寄与いたします。現状ではカーペットタイル再資源化プロセスから産出される繊維（ナイロン）部分は、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として廉価で販売、あるいは当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しております。

この有効活用されていない繊維部分は化学的処理技術により再生ナイロン樹脂として活用することが可能であり、また圧縮成形技術により製鋼副資材の原料として活用することも可能となりました。これにより今後は処理委託費用が大幅に削減される見込みとなっております。

(f) 組織体制・人材の強化等について

今後当社グループとして、事業の拡大への対応、内部管理体制の更なる強化が重要課題となることを認識し、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立などに取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

事業区分	事業内容
再生樹脂製造販売事業	廃棄されたカーペットタイルに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度カーペットタイルの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。
産業廃棄物処理事業	主として首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。

⑹ 主要な営業所及び工場（平成29年６月30日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
工場	千葉工場（千葉県八千代市）

② 子会社

株式会社ジーエムエス	本社（東京都中央区）、リファイン1（東京都葛飾区）、TACS3（東京都大田区）
リファインマテリアル株式会社	本社（千葉県富津市）

⑺ 使用人の状況（平成29年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
再生樹脂製造販売事業	77	5名減
産業廃棄物処理事業	42	4名増
全社（共通）	7	－
合計	126	1名減

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、臨時雇用者の総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

３．報告セグメントに関し、当連結会計年度より、従来「再生樹脂製造販売事業」に区分しておりました当社に係る全社費用につきまして、各セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、これを配分しない方法に変更しております。同変更に合わせて人員数の区分も変更しております。また、当連結会計年度より使用人兼務役員も含めております。前連結会計年度末比増減につきましては、前連結会計年度末の人員数につき、変更後の方法に基づいて区分した人員数との増減数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49（8）名	15名増（1名減）	43.6歳	5.4年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
また、当連結会計年度より使用人兼務役員を含めております。前連結会計年度末比増減につきましては、前連結会計年度末の人員数につき、変更後の方法に基づいて区分した人員数との増減数を記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成29年６月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社商工組合中央金庫	524,010
城北信用金庫	441,960
株式会社日本政策金融公庫	189,450
株式会社みずほ銀行	25,021

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年７月28日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成29年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　10,000,000株
② 発行済株式の総数　2,989,950株
③ 株主数　3,207名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
越智晶	249,520株	8.35%
住友商事株式会社	238,500	7.98
住江織物株式会社	210,000	7.02
越智敏裕	121,000	4.05
越智源株式会社	80,000	2.68
日本証券金融株式会社	79,000	2.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	66,900	2.24
株式会社SBI証券	66,700	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	39,600	1.32
楽天証券株式会社	35,200	1.18

（注）１．持株比率は、自己株式（100株）を控除して計算しております。
２．当社は、平成28年７月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資を行い平成28年７月27日に払込が完了しております。これにより90,000株の株式発行を行いました。また、株式上場に関連してオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資を行い平成28年８月30日に払込が完了しております。これにより24,700株の株式発行を行いました。
３．当社は、平成29年４月１日付で１株につき２株の株式分割を行っております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		平成26年２月７日
新株予約権の数		10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　100,000株 (新株予約権１個につき10株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		500円
新株予約権の行使期間		平成28年２月８日から 平成36年２月７日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数　10,000個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　1名

(注) １．新株予約権の行使の条件

⑴新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑵新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑶権利者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

２．平成28年５月11日付で行った１株を５株とする株式分割並びに平成29年４月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

	第９回新株予約権 （有償ストックオプション）
発行決議日	平成29年２月14日
新株予約権の数	580個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　116,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	3,150円
新株予約権の行使期間	平成32年10月１日から 平成39年３月１日まで
新株予約権の行使の条件	（注）１
交付状況	当社取締役　　７名　520個（104,000株） 当社監査役　　３名　50個（　10,000株） 当社子会社取締役　１名　10個（　2,000株）

（注）１．新株予約権の行使の条件

⑴新株予約権者は、平成32年６月期の営業利益が700百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

⑵新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

⑶新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑷権利者が１個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

２．平成29年４月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．上記の新株予約権は、いずれも職務執行の対価として付与したものではありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越智　晶	株式会社ジーエムエス　取締役 リファインマテリアル株式会社　取締役
取締役	堀内賢一	最高技術責任者 リファインマテリアル株式会社　取締役
取締役	大谷淳	経営管理部長
取締役	加志村竜彦	事業開発部長 株式会社ジーエムエス　取締役
取締役	松村順也	研究開発部長 リファインマテリアル株式会社　代表取締役社長
取締役	瀧澤陵	株式会社ジーエムエス　代表取締役社長
取締役	鮫島卓	AGキャピタル株式会社　代表取締役社長
取締役	山中尚哉	
常勤監査役	小林孝実	株式会社ジーエムエス　監査役 リファインマテリアル株式会社　監査役
監査役	片岡敬三	有限会社マーキュリー　取締役 株式会社ホスピタルマネジメント研究所　監査役
監査役	丸吉龍一	公認会計士丸吉龍一事務所　代表 ライブラ税理士法人　代表

（注）１．取締役鮫島卓氏及び山中尚哉氏は、社外取締役であります。
２．監査役片岡敬三氏及び丸吉龍一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役小林孝実氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、鮫島卓氏及び丸吉龍一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	5名 （－名）	36,000 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	5,850 （2,400）
合計 （うち社外役員）	8名 （2名）	41,850 （2,400）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成16年３月１日開催の臨時株主総会において、年額５億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成16年３月１日開催の臨時株主総会において、年額５千万円以内と決議いただいております。

４．取締役の員数は8名ですが、無支給者が３名いるため支給員数と相違しております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鮫島卓氏は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役片岡敬三氏は、有限会社マーキュリーの取締役及び株式会社ホスピタルマネジメント研究所の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役丸吉龍一氏は、公認会計士丸吉龍一事務所及びライブラ税理士法人の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
鮫　島　　卓	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
山　中　尚　哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から助言・提言を行っております。
片　岡　敬　三	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回のすべてに出席し、複数の会社の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。
丸　吉　龍　一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分内容の概要は以下のとおりです。

イ.処分対象　　新日本有限責任監査法人

ロ.処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　　３月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ.処分理由

・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したこと。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。

③ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

④ 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

3．当社及び子会社の損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。

② リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 毎月１回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。

② 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

② 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

② 当社及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7．監査役の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。

② 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。

8．当社及び当社子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。

② 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。

③ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

④ 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

9．上記８．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

① 上記８．の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

10．監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
② 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
③ 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
④ 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。

12．反社会的勢力を排除するための体制

① 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」第５条（遵守事項）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
② 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として四半期に１回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。
② リスク管理に関する協議については基本的に経営会議で行っており、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえ、全社的なリスクの把握・評価を行っております。

③　当社の監査役は、監査役会を定期的（毎月１回以上）に開催して情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し情報を収集すること、取締役との定期的な意見交換の実施や内部監査担当者と連携すること、及び子会社の取締役や使用人との意思疎通を図ることにより、監査の実効性の向上を図っております。

４．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（備考）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第14期 平成29年６月30日現在
（資産の部）	
【流動資産】	**1,250,973**
現金及び預金	685,890
受取手形及び売掛金	289,094
商品及び製品	51,971
仕掛品	12,649
原材料及び貯蔵品	19,560
前払費用	24,009
未収還付法人税等	63,451
繰延税金資産	66,382
その他	38,670
貸倒引当金	△708
【固定資産】	**1,447,632**
有形固定資産	**1,267,670**
建物及び構築物	564,082
機械装置及び運搬具	424,887
工具、器具及び備品	66,353
土地	102,100
リース資産	92,212
建設仮勘定	451,537
減価償却累計額	△433,502
無形固定資産	**2,620**
投資その他の資産	**177,342**
繰延税金資産	57,193
敷金及び保証金	97,114
その他	24,816
貸倒引当金	△1,781
【繰延資産】	**37,573**
開業費	37,573
資産合計	**2,736,180**

科目	第14期 平成29年６月30日現在
（負債の部）	
【流動負債】	**1,358,209**
支払手形及び買掛金	39,372
短期借入金	647,000
１年内返済予定の長期借入金	194,901
リース債務	24,188
未払金	379,825
未払費用	25,169
未払法人税等	4,434
未払消費税等	25,309
賞与引当金	13,286
その他	4,722
【固定負債】	**563,109**
長期借入金	338,540
リース債務	55,852
資産除去債務	129,162
繰延税金負債	39,555
負債合計	**1,921,319**
（純資産の部）	
【株主資本】	**813,991**
資本金	**404,622**
資本剰余金	**452,660**
利益剰余金	**△43,195**
自己株式	**△96**
【新株予約権】	**870**
純資産合計	**814,861**
負債純資産合計	**2,736,180**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第14期 自　平成28年７月１日 至　平成29年６月30日
売上高	**2,294,698**
売上原価	**1,557,322**
売上総利益	**737,375**
販売費及び一般管理費	**457,067**
営業利益	**280,308**
営業外収益	**4,053**
受取利息	38
受取配当金	9
受取還付金	3,200
その他	805
営業外費用	**20,167**
支払利息	10,407
株式上場準備費用	9,277
その他	482
経常利益	**264,193**
特別利益	**1,119**
固定資産売却益	1,119
特別損失	**24,549**
固定資産売却損	732
固定資産除却損	23,816
税金等調整前当期純利益	**240,764**
法人税、住民税及び事業税	1,792
法人税等調整額	△76,882
当期純利益	**315,854**
親会社株主に帰属する当期純利益	**315,854**

連結株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	300,000	348,038	△359,049	－	288,988
当連結会計年度変動額					
新株の発行	89,695	89,695			179,390
新株の発行（新株予約権の行使）	14,926	14,926			29,853
親会社株主に帰属する当期純利益			315,854		315,854
自己株式の取得				△96	△96
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	104,622	104,622	315,854	△96	525,002
当連結会計年度末残高	404,622	452,660	△43,195	△96	813,991

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	－	288,988
当連結会計年度変動額		
新株の発行		179,390
新株の発行（新株予約権の行使）		29,853
親会社株主に帰属する当期純利益		315,854
自己株式の取得		△96
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	870	870
当連結会計年度変動額合計	870	525,872
当連結会計年度末残高	870	814,861

連　結　注　記　表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ジーエムエス
リファインマテリアル株式会社

上記のうち、リファインマテリアル株式会社については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結の範囲に含めていたインバースプロダクツ株式会社については、平成29年６月30日付で株式会社ジーエムエスに吸収合併されております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品及び製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～26年
機械装置及び運搬具	２～８年
工具、器具及び備品	２～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑷ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① 繰延資産の処理方法
開業費：５年間にわたり均等償却しております。

② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】
前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

【追加情報】
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

【連結貸借対照表に関する注記】
担保に供している資産及び担保に係る債務
⑴ 担保に供している資産

現金及び預金	13,430千円
土地	102,100千円
計	115,530千円

⑵ 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	32,480千円
長期借入金	37,360千円
計	69,840千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,989,950株

2．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　100,000株

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほぼすべてが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る一時的な資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社グループは与信管理規程に伴い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに、顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合せて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理部が資金繰計画表に基づき、適時に更新することにより管理を行っております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
⑴　現金及び預金	685,890	685,890	－
⑵　受取手形及び売掛金	289,094	289,094	－
⑶　短期借入金	647,000	647,000	－
⑷　未払金	379,825	379,825	－
⑸　長期借入金	533,441	547,926	14,485

（＊）１年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　短期借入金、⑷　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

【企業結合に関する注記】

当社は平成29年５月15日の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社ジーエムエスを合併存続会社とし、同じく完全子会社であるインバースプロダクツ株式会社を合併消滅会社とする吸収合併を決議し、平成29年６月30日付で合併いたしました。

１．合併の目的

株式会社ジーエムエスで処理受託している様々な廃棄物の再資源化に向けた研究・開発の一部をインバースプロダクツ株式会社で行っておりましたが、今後さらなる推進を目的に２社を合併することといたしました。

２．合併会社の名称及びその事業内容

（存続会社）

名称　　株式会社ジーエムエス

事業の内容　産業廃棄物収集運搬・中間処理業、内装解体及び仕上工事業

（消滅会社）

名称　　インバースプロダクツ株式会社

事業の内容　再生樹脂製造販売事業

３．企業結合日

平成29年６月30日

４．合併の方法

株式会社ジーエムエスを存続会社とする吸収合併方式で、インバースプロダクツ株式会社は解散いたしました。

５．合併後の企業の名称

株式会社ジーエムエス

６．合併に係る割当ての内容

本合併は当社の完全子会社同士の吸収合併であるため、本合併に際しての新株式の発行その他の一切の対価の交付はありません。

７．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要

リファインバース イノベーションセンターの土地賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務の算定に当たっては、使用見込期間を当該賃貸借契約の期間に応じて20年と見積もり、割引率は主に0.592%を使用しております。

⑶ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
有形固定資産の取得による増加	129,162千円
期末残高	129,162千円

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	272円25銭
１株当たり当期純利益	107円56銭

（注）１株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割（１株を２株に分割）が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第14期 平成29年６月30日現在
（資産の部）	
【流動資産】	**574,530**
現金及び預金	303,593
受取手形	4,838
売掛金	91,357
商品及び製品	52,547
仕掛品	11,955
原材料及び貯蔵品	9,530
前渡金	2,310
前払費用	15,437
未収還付法人税等	20,595
その他	62,449
貸倒引当金	△83
【固定資産】	**1,412,465**
有形固定資産	**1,025,874**
建物	529,928
機械及び装置	359,460
車両運搬具	2,170
工具、器具及び備品	9,248
建設仮勘定	451,537
減価償却累計額	△326,471
無形固定資産	**1,667**
ソフトウエア	275
その他	1,392
投資その他の資産	**384,923**
関係会社株式	291,000
出資金	150
敷金及び保証金	89,931
その他	3,842
資産合計	**1,986,995**

科目	第14期 平成29年６月30日現在
（負債の部）	
【流動負債】	**1,198,671**
買掛金	59,805
短期借入金	647,000
１年内返済予定の長期借入金	146,221
未払金	321,583
未払費用	12,690
未払法人税等	3,529
預り金	2,048
賞与引当金	5,786
その他	7
【固定負債】	**445,247**
長期借入金	276,530
資産除去債務	129,162
繰延税金負債	39,555
負債合計	**1,643,919**
（純資産の部）	
【株主資本】	**342,206**
資本金	**404,622**
資本剰余金	**452,660**
資本準備金	404,622
その他資本剰余金	48,038
利益剰余金	**△514,980**
その他利益剰余金	△514,980
繰越利益剰余金	△514,980
自己株式	**△96**
【新株予約権】	**870**
純資産合計	**343,076**
負債純資産合計	**1,986,995**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第14期 自　平成28年７月１日 至　平成29年６月30日
売上高	**823,812**
売上原価	**650,926**
売上総利益	**172,886**
販売費及び一般管理費	**260,398**
営業損失	**87,512**
営業外収益	**182,448**
受取利息	28
受取配当金	100,821
受取賃貸料	8,530
業務受託料	72,815
その他	252
営業外費用	**25,479**
支払利息	7,458
減価償却費	8,620
株式上場準備費用	9,277
その他	122
経常利益	**69,456**
特別利益	**－**
特別損失	**7,588**
固定資産除却損	7,588
税引前当期純利益	**61,868**
法人税、住民税及び事業税	580
法人税等調整額	39,555
当期純利益	**21,733**

株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△536,713	△536,713	－	111,324
当期変動額								
新株の発行	89,695	89,695		89,695				179,390
新株の発行（新株予約権の行使）	14,926	14,926		14,926				29,853
当期純利益					21,733	21,733		21,733
自己株式の取得							△96	△96
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）								
当期変動額合計	104,622	104,622	－	104,622	21,733	21,733	△96	230,881
当期末残高	404,622	404,622	48,038	452,660	△514,980	△514,980	△96	342,206

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	111,324
当期変動額		
新株の発行		179,390
新株の発行（新株予約権の行使）		29,853
当期純利益		21,733
自己株式の取得		△96
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	870	870
当期変動額合計	870	231,751
当期末残高	870	343,076

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～26年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～15年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための重要な事項

⑴ 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度において「流動負債」に区分掲記していた「未払消費税等」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「流動負債」の「その他」に含めて記載しております。

【追加情報】

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

１．偶発債務（保証債務等）

下記関係会社のリース会社からのリース債務について債務保証を行っております。

株式会社ジーエムエス	872千円

２．関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	38,948千円
短期金銭債務	62,000千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	53,599千円
仕入高	413,896千円
その他	511千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	100,820千円
その他	81,345千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	100株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,785千円
子会社株式	538,373千円
資産除去債務	39,555千円
繰越欠損金	43,548千円
その他	3,866千円
繰延税金資産小計	627,129千円
評価性引当額	△627,129千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	39,555千円
繰延税金負債合計	39,555千円
繰延税金負債の純額	39,555千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社関連会社等

(単位：千円)

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社ジーエムエス	所有 直接 100%	産業廃棄物処理受託先 役務の提供 当社の廃棄物処理委託先 業務支援 経費の立替 役員の兼務 債務保証	産業廃棄物処理受託（注2）	40,772	売掛金（注1）	4,580
				修繕保守（注3）	489		
				業務受託（注4）	46,804	未収金（注1）	23,770
				経費の被立替（注5）	－	未払金（注1）	13,276
				産業廃棄物処理委託（注6）	511	買掛金（注1）	48,723
				配当金の受取	100,820	－	－
				リース債務保証（注7）	872	－	－
	リファインマテリアル株式会社	所有 直接 100%	経費の立替 役員の兼務	経費の立替（注8）	－	未収金	10,598
	インバースプロダクツ株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売 商品の仕入 業務支援 機械の貸与 経費の立替 役員の兼務	製品の販売（注9）	12,337	－（注1）	－
				商品の仕入（注10）	413,896	－（注1）	－
				業務受託（注11）	26,011	－（注1）	－
				機械の貸与（注12）	8,523		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 平成29年6月30日付で当社の完全子会社である株式会社ジーエムエスとインバースプロダクツ株式会社は株式会社ジーエムエスを存続会社として吸収合併いたしました。これに伴い、株式会社ジーエムエスの期末残高については、合併時点のインバースプロダクツ株式会社の各科目における期末残高を含めて記載し、インバースプロダクツ株式会社の期末残高については、ゼロとして記載しております。

（注2） 産業廃棄物処理の受託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（注3） 設備に係る修繕保守については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4） 業務支援受託料については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注5） 当社は、経費について一部株式会社ジーエムエスに立替を依頼しております。

（注６） 産業廃棄物処理の委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
（注７） 当社は、株式会社ジーエムエスのリース契約に対して債務保証をしております。なお、保証料は受け取っておりません。
（注８） 当社は、リファインマテリアル株式会社における経費の立替を行っております。
（注９） 再生樹脂製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
（注10） 再生樹脂商品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
（注11） 業務支援受託料については、インバースプロダクツ株式会社と交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
（注12） インバースプロダクツ株式会社に対し機械の貸与を行っております。なお、機械使用料については、減価償却費相当額としております。
（注13） 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	114円46銭
１株当たり当期純利益	7円40銭

（注） １株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割（１株を２株に分割）が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月28日

リファインバース株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　宗　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リファインバース株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月28日

リファインバース株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　宗　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リファインバース株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　グループ各社を含めた内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

該当事項はありません。

平成29年８月30日

リファインバース株式会社　監査役会

常勤監査役　小　林　孝　実　㊞

社外監査役　片　岡　敬　三　㊞

社外監査役　丸　吉　龍　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 今後の新規事業への展開に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条＜条文省略＞	第１条＜現行どおり＞
第２条（目的） 当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。 １.産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売 ２.産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売 ３.繊維材、プラスチックス材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉砕装置、撹拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造ならびに販売 ４.産業廃棄物処理業 ５.一般廃棄物処理業 ６.コンピューターソフトウェアの開発及び販売 ７.室内装飾工事業 ８.建物及び室内造作物解体工事業	第２条（目的） 当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。 １.産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売 ２.産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売 ３.繊維材、プラスチックス材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉砕装置、撹拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造並びに販売 ４.産業廃棄物処理業 ５.一般廃棄物処理業 ６.コンピューターソフトウェアの開発及び販売 ７.室内装飾工事業 ８.建物及び室内造作物解体工事業

現行定款	変更案
（新　設）	9.樹脂製品その他化学製品の製造販売
9.前各号に関する一切のコンサルタント業務	10.前各号に関する一切のコンサルタント業務
10.前各号に付帯する一切の業務	11.前各号に付帯する一切の業務
＜以下条文省略＞	＜以下現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第21条（任期）	第21条（任期）
1.取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（削　除）
＜以下条文省略＞	＜以下現行どおり＞

第２号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役８名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

越智（おち）　晶（あきら）　再任

生年月日　昭和45年12月21日

所有する当社の株式数
249,520株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成５年４月	株式会社ノエビア入社
平成12年４月	株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社
平成14年５月	株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）取締役　（非常勤）
平成15年５月	同社　取締役副社長
平成15年12月	当社設立　代表取締役社長（現任）
平成18年９月	インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）　取締役
平成20年９月	同社　代表取締役社長
平成24年９月	株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）　代表取締役社長
平成25年５月	建設廃棄物協同組合　監事（現任）
平成26年９月	株式会社ジーエムエス　取締役会長
平成28年９月	同社　取締役（現任）
平成29年５月	リファインマテリアル株式会社　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮しており、当社代表取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 2

堀内　賢一（ほりうち　けんいち）

再任

生年月日　昭和22年５月30日

所有する当社の株式数
5,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和43年４月　日平産業株式会社（現コマツＮＴＣ株式会社）入社
平成５年４月　同社　新規事業部部長
平成16年２月　当社入社　取締役開発部長
平成16年４月　アールインバーサテック株式会社　取締役
平成18年９月　インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）　取締役
平成26年９月　当社　取締役　最高技術責任者
平成28年２月　当社　取締役　最高技術責任者兼製造部長
平成28年10月　当社　取締役　最高技術責任者（現任）
平成29年５月　リファインマテリアル株式会社　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり機械設計等技術の分野に携わり、当社の設備、技術に関して専門的な知識及び豊富な経験を兼ね備えております。最高技術責任者としてその手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 3

大谷　淳（おおたに　あつし）

再任

生年月日　昭和40年９月30日

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成元年４月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
平成12年２月　株式会社ネット・タイム　入社
平成17年８月　同社　取締役
平成20年１月　当社入社　経営管理部長
平成26年９月　当社　取締役　経営管理部長（現任）

■取締役候補者とした理由

経理・財務等の業務に携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 **4**

加志村（かしむら）　竜彦（たつひこ）　再任

生年月日　昭和49年１月14日

所有する当社の株式数
1,500株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 8 年 4 月　三菱化学株式会社　入社
平成16年 8 月　当社入社
平成18年 8 月　住友化学株式会社　入社
平成26年 4 月　当社入社　事業開発部長
平成26年 9 月　当社　取締役　事業開発部長（現任）
平成26年 9 月　株式会社ジーエムエス　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

総合化学メーカーにおいて、マーケティング・企画等の業務に携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 **5**

松村（まつむら）　順也（じゅんや）　再任

生年月日　昭和54年９月28日

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成17年 4 月　当社入社
平成25年12月　当社　開発部開発課長兼製造部次長
平成26年 9 月　当社　取締役　研究開発部長（現任）
平成29年 5 月　リファインマテリアル株式会社　代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

建築材料等に関して専門的かつ幅広い知識を有しており、現在は、当社の製造部門、研究開発部門の責任者として手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 6

瀧澤　陵（たきざわ　りょう）

再任

生年月日　昭和54年10月12日

所有する当社の株式数
10,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成13年９月　株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）入社
平成18年６月　同社　運行管理部部長
平成22年４月　同社　営業部部長兼運行管理部部長
平成22年９月　同社　取締役
平成26年９月　当社　取締役（現任）
平成26年９月　株式会社ジーエムエス　代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

廃棄物処理業において豊富な経験と幅広い見識を有し、現在は、株式会社ジーエムエスの代表取締役社長としてリーダーシップを発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 7

鮫島　卓（さめしま　たく）

再任　社外　独立

生年月日　昭和32年１月４日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年４月　東京リース株式会社入社
平成３年１月　国際ファイナンス株式会社（現ＡＧキャピタル株式会社）入社
平成16年９月　当社　社外取締役（現任）
平成20年６月　ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現ＡＧキャピタル株式会社）　代表取締役社長（現任）

■社外取締役候補者とした理由

企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、鮫島卓氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は13年であります。

■独立役員の届出について

鮫島卓氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、鮫島卓氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 8

山中（やまなか）　尚哉（なおや）

再任　社外

生年月日　昭和33年４月30日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年 ４ 月　住江織物株式会社入社
平成16年 ９ 月　株式会社スミノエ出向
平成20年 ４ 月　同社　MD部　商品部部長
平成23年 ７ 月　当社　社外取締役（現任）
平成27年 ９ 月　株式会社スミノエ　コントラクト事業部　商品部部長（現任）

■社外取締役候補者とした理由

大手メーカーにおける製品製造に関する管理統制に関し豊富な経験を有しており、当社の製造業務に関し的確な助言をいただけるものと判断し、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、山中尚哉氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は６年であります。

■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、山中尚哉氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 9

布施木（ふせぎ）　孝叔（たかよし）　新任　社外　独立

生年月日　昭和30年３月３日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和51年９月　監査法人辻監査事務所　入所
昭和58年３月　公認会計士登録
昭和63年６月　みすず監査法人　社員就任
平成９年９月　みすず監査法人　代表社員就任
平成19年７月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）　代表社員就任
平成29年６月　新日本有限責任監査法人　退所
平成29年６月　綜研化学株式会社　社外監査役（現任）
平成29年６月　株式会社早稲田アカデミー　社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

公認会計士として財務及び会計に係る豊富な経験と知識を有しており、適切な助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。

■独立役員の届出について

布施木孝叔氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身者ですが、当該監査法人は当社から独立した立場で会計監査を行っており、また同氏が当社担当を外れてから３年以上経過しております。そのため、経営執行者からの制約を受けることなく、会社業務の執行の適法性及び妥当性について株主の立場から客観的かつ中立的に判断することができると考えております。

■責任限定契約の概要

当社は、布施木孝叔氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第１項に基づき、布施木孝叔氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

Ⅰ　特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、当社及び当社子会社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ　新株予約権の発行要項

１.本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式15,000株を上限とする。但し、第２項の定めにより本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

２.本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は150個を上限とする。本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後の株式数 ＝ 調整前の株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3) 本項の定めに基づき本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3．本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

4．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第２項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式１株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

(6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

5．本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

6．本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第７項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③ 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相　続

権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、権利者の死亡後６ヶ月以内に当社が認めた場合に限り、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

① 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。

1） 相続開始の年月日

2） 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日

3） 相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名及び住所

4） 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所

5） 上記１)乃至４)のほか、当社の定める事項

② ①に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。

③ 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。

④ 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。

⑤ 行使期間中に上記①１)乃至５)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

⑥ 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
⑦ 本項第(2)号を除く本要項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。

7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 本新株予約権の割当日において下記①又は②の身分を有する権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
② 当社又は子会社の使用人
③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
⑨ 権利者が本要項の規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第４項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第５項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第５項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 権利者への適用関係等

(1) 権利者が個人の場合、本要項の規定中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本要項の規定中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

(2) 当社が本新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、本要項の規定中当社の取締役会の決議又は承認について定めた部分は、会社法第348条に基づく業務の決定の方法に従って決定するものとして読み替えるものとする。但し、第７項第(7)号及び第９項に定める取締役会の決議又は承認については、株主総会の決議又は承認と読み替えるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場	東京都中央区日本橋兜町２番１号 株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール

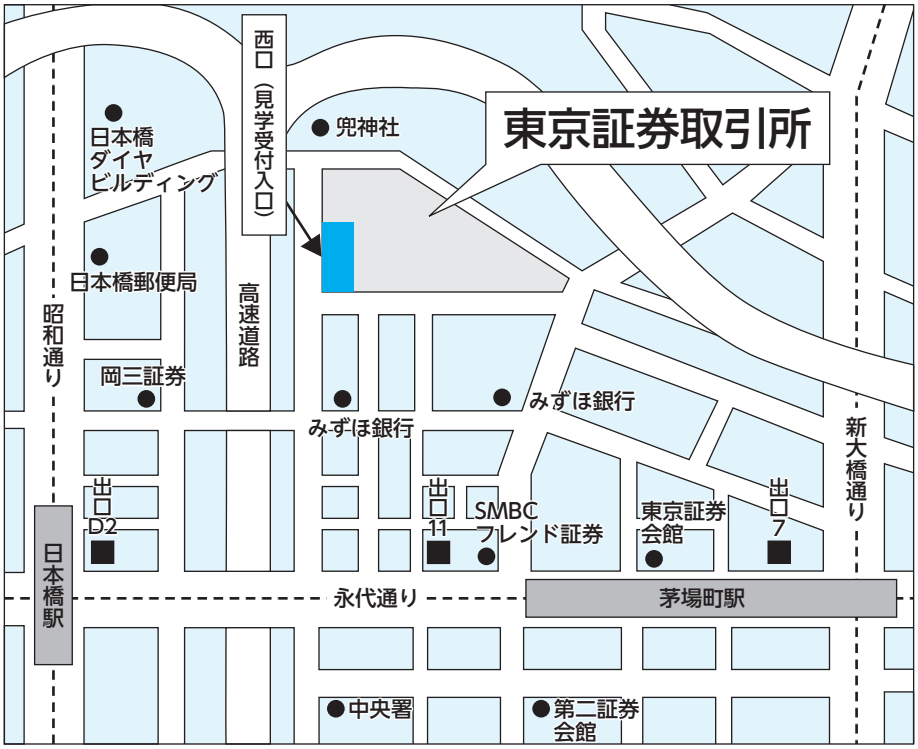

西口（見学受付入口）からご入場ください。

交通	東京メトロ東西線	茅場町駅（出口11）徒歩５分
	東京メトロ日比谷線	茅場町駅（出口７）徒歩７分
	都営地下鉄浅草線	日本橋駅（出口D2）徒歩５分

施設にご入場の際には、お手数ですが本株主総会招集ご通知及び同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。